

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 7 年度 第 1 回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開 催 日 時	令和 7 年 4 月 30 日（水）
開 催 場 所	飯塚市役所 本庁 6 階 教育委員会会議室
出 席 委 員	馬奈木委員、平嶋委員、高倉委員、荒川委員、菅野委員
欠 席 委 員	河委員
事 務 局 職 員	市民環境部 長尾部長 環境整備課 尾形課長、一番ヶ瀬課長補佐、伊藤、手島
会 議 内 容	【事務局】 ～開会挨拶～ 【議長】 それでは、「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について」、事務局の説明をお願いします。 【事務局】 それでは、資料 1-1 をお願いします。飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の経過についてご説明します。令和 6 年度第 1 回審議会以降、本審議会、それから所管委員会である協働環境委員会の中で、本条例についてご審議頂き、様々なご意見などをいただき、令和 7 年 3 月市議会定例会にて本条例を上程させて頂きました。 その後、令和 7 年 3 月 10 日に開催された所管委員会にて、執行部提案の条例案が可決され、同月 19 日に開催された本会議においても可決、同月 25 日付で本条例が公布されております。 資料 1-2 をお願いします。直近の審議会開催は令和 6 年 10 月 30 日となっておりますが、開催後の修正点としては、文言の修正が主であり、大きな変更はございません。 また、条例の公布に伴い、手続きの詳細を定めた規則を、令和 7 年 4 月 25 日付で公布しております。 規則の主な内容を説明させて頂きます。条例の規定と併せて説明させて頂きますので、資料 1-2、1-3 をともにご確認ください。 まず資料 1-3 規則の 2P、第 8 条（説明会の開催における留意事項）についてです。こちらは資料 1-2 の 3P、条例第 12 条第 1 項と併せてご覧ください。条例の規定では事業者に対して説明会の開催を義務付けておりますが、同じく「再エネ特措法第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号ニ」においても、

自治体条例の届出後、かつ工事着工前に説明会を開催しなければならないことが規定されております。このように再エネ特措法においても、本条例と同様の時期に開催しなければならないことが規定されていることから、再エネ特措法の説明会を開催した場合に、本条例の説明会を開催したものとみなすことができることを規則にて規定したものです。

なお、この取り扱いを受ける場合は、事前に市長と十分に協議し、説明会の内容に不足が生じないように手続きを実施する必要があるとしております。

続いて、資料 1-3 規則の 3P、第 12 条（協定の締結に係る調整）についてです。

併せて資料 1-2 条例の 4P、第 15 条第 1 項をご覧ください。ここでは、事業者に対して、協定の締結を義務付けておりますが、事業者と住民側の意見がまとまらず、締結が難航した場合、事業者若しくは住民側からの市に対する調整の申出などが想定されますが、そのような場合に、市が調整を行うことができることを規則にて規定しております。

次に、資料 1-3 規則 3P、第 16 条（意見を述べる機会の付与）についてです。

資料 1-2 条例の 5P、第 20 条第 2 項を併せてご覧ください。条例では、勧告に従わない場合に公表することができることを規定しておりますが、公表を行うにあたっては、市長が、事業者に対して意見を述べる機会を付与すべきことを規則にて規定したものです。なお、機会付与の手続に関しては、飯塚市行政手続条例の例によることとしております。

最後に資料 1-4 をお願いします。前回審議会でもご説明させて頂いた通り、太陽光条例の制定に伴い、太陽光条例の対象案件については、飯塚市自然環境保全条例の対象外とする改正を行う旨を説明させて頂きましたが、自然環境保全条例の改正に伴い、同条例施行規則の一部も改正いたしております。その概要を資料の方にまとめております。

主な改正点は、条数の変更となっておりますが、規則第 16 条に関しては、今回の改正に併せて、新規で追加したものとなっております。自然環境保全条例も太陽光条例と同じく、公表をすることができることを規定しておりますが、意見を述べる機会の付与に関する規定が設けられていなかったことから、太陽光条例との整合性を図るためにも同様の規定を追加するものです。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

【議長】

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見などありますか。

【委員】

条例が新しくできたことが、事業者に伝わっていないと思う。事業者が条例を知らずに事前着工してしまうことが今までもあった。例えば、この条例について、県に伝えていると思うが、県が事業について事前に受け付ける際に、新しい条例があるということを伝えるなどすれば、ある程度、事業者に通じると思う。

【事務局】

今からの市の作業としては、この条例を来月早々に市 HP に掲載し、事業者や市民に周知を図る予定としている。

また、最近の太陽光事業について、法令等がかなり厳しくなっているため、飯塚市で事業を計画されている場合は、事業者側から問い合わせがあることが多い。その際は、今回の条例についても説明し、関係法令についても併せて説明している。県との整合性についても遺漏なく対応するように市としても注意したい。

【議長】

業者の方も注意する傾向にはなっているだろう。例えば開発行為が伴う場合は、そちらの手続でもわかるかと思う。

【事務局】

今回の条例の届出は、関係法令の手続が終わった段階で受け付けるスタンズとなっている。関係法令のチェック表も準備する予定としているため、そこを確認しながら、関係法令手続きに遺漏のないように受け付けたいと考えている。

【議長】

勝手にやりだした場合は、住民の注意をお願いしたい。広報などで周知徹底して頂く必要があるかと思う。

他に何かございますか。

【委員】

協定書を結ぶにあたって、うまく進まなかった場合、規則では市が調整するという形になっているが、調整とはこういったことをするのか。

【事務局】

地域の実情等があるので、ケースバイケースの対応になると思われる。相互の意見を聞くことはもちろん、中身的なところも助言ができたらいと思うが、各案件ごとに対応は異なるかと思われる。

【議長】

これは事前に想定しにくい話になる。一般論として、今回の条例は協定を締結することが大前提となっている。両者の意見が合わないため、協定が結べないという事態になった場合、この条例を何も考えずに適用すると事業ができないという結論になる。

そうすると、事業者としては、協定が締結できないのは自分に責任がない、住民側が無茶なことを言うからだと主張する。その場合、どちらが悪いのかという判断を要する紛争状態に陥ることが想定できる。

そうすると、市としては、どちらが悪いのかという判断を問われることになりかねないという状況が一般論として想定される。

協定が締結できない状況が想定される場合は、事前に協議を尽くせるように市も意見を申し上げて、出来れば最終的にどちらが悪いのかという判断を問われることがないようにしたい。

だから、意見の対立がある場合、一般論としては、対立をどのように解消することができるのかということをも市も一緒になって相談する必要があるのではと思う。話し合いを尽くすときの折り合いを付けるための考え方の整理であったり、あるいは、場の設定なりは、市がある程度相談に乗った方がいいと思う。

その時に、市がどういうスタンスで臨むのかという部分については、皆様の意見も必要だと思うし、この審議会でも議論を尽くすことになるか。

【事務局】

双方の話し合いの中で協定締結できれば、本審議会に諮る必要はないかと考えているが、締結が難航し判断が難しいケースが出てくる可能性もあるので、その際は、本審議会にお力添えをお願いすることも十分にあり得る。

【委員】

地域住民が協定書を作成するということはとても大変。事業者に都合のいい協定書を結ばせられないようにしなければならない。市は住民の立場に立って頂きたい。

【事務局】

地元住民で一から協定書を作り上げていくことは難しい部分もあるかと思う。市としては、協定書のひな形を市ホームページ等で公表することを考えている。あくまでもひな形のため、それをベースに地元の実情に合わせてアレンジして頂くことを想定している。

【議長】

この条例の一番の特徴は、協定を結ぶことが前提になっていること。協定締結しなければ事業ができない。

締結しなければ事業ができないとすると、事業者側は事業ができるように尽くすほかない。住民側から同意が得られないと困るため、事業者側が斡旋を求めて市に駆け込むことが想定される。

逆に住民側が協定などわからないという理由で応じない場合、市としては、住民側に理解してもらうため、協定というのはこういった内容があるという資料提供などを行わざるを得ない。

住民側は、心配している部分などがあれば、その部分に触れた他自治体の事例などを市へ情報提供を依頼する。そういった相談があれば、市の方は提供する義務があると思う。住民は資料提供を求めた方がいい。資料提供や協議調整を尽くしても折り合いがつかない場合、市は一定の判断をせざるを得ないと思われる。なるべく、市がそういった判断をしなくても済むようにした方がいいと個人的には思っている。

その場合は、住民側も市へ情報提供を求め、他の事例を探すなどして、住民側としてのきちんとした見解を出さなければ、市も判断できないと思う。

【委員】

住民が要求するということは大事だが、住民がきちんと判断できるか、住民が組織的にある程度まとまっておかないと難しいと思う。ずっと反対し続けることは難しい。どうやって折り合いをつけるか。

住民はやはり市を頼りにしているので、市にある程度バックアップして頂きたい。

【議長】

そのバックアップを住民側から要求できるというのが今度の条例の一番優れた点だと思う。

市としては、折り合いがつかなければ、最終的に一定の判断を問われることになるため、十分に努力を尽くしておかないと、訴訟等になった場合に、市の責任も問われることになりかねないと思う。個人的には、この条例の、協定の締結を前提においたというところは、かなり思い切ったと思う。

【委員】

基本的に、法律条例は事業を円滑に進めさせるためにあるもの。この条例は、協定を結ばなければ、事業を進められない。協定を結ぶときは、お互いが折り合わないといけない。業者も住民も考えないといけない。きち

んと筋立てていけば、協定書はできると思う。ひな形があるのであれば、それに何を付け加えるべきなのかを考える必要がある。住民側もまとまっておかないと、うまい協定は出来上がらない。この条例をうまく使うべきだと思う。

【議長】

全国的に感心するような協定書もある。住民は、ここが心配だという部分について、参考になる協定書があるか、市へ聞いて頂きたい。市も真剣に調べて頂いて、全国的にはこういった協定書があるということを教えて頂く。そのあたりは意思疎通が必要だと思う。

協定の中で、法律違反があった場合に一定の損害を賠償するという項目を入れるが、これは当たり前。住民側にやる気があれば協定書に書かなくとも実行できる。では、協定書に書く必要がないのかというと、やはり書いておく必要があるということだと思う。

被害が起きた時に損害賠償しますと言うが、その被害が業者の責任かどうか。それを、事業者が自分が原因ではないと証明しない限り損害賠償責任を負うという形で協定を結ぶことができれば、これは大変なこと。我々が担当した協定書でもこの項目を入れようと随分努力している。これについて、他で努力した事例などがいないか、市へ求めたらいい。場合にはよるが、この審議会で諮って頂ければ意見を申し上げることもできる。

つまり、住民側も努力しなければいけないということだと思う。丸投げされては市も困る。前提として、住民が誰も問題にしなければどうしようもない。市が乗り出して、ちゃんとやれと言われてもできかねる。住民側がそれを問題にしなければ問題にはならない。自然環境保全条例と比べても機会は十分に増えている。

【委員】

規則 10 条では解体費用について明記されている。撤去後の土留め工事等も費用に入ってくるかと思うが、責任は法律上、パネル事業者、地主にあるのか。

【事務局】

再エネ特措法にて規定されている廃棄費用の積立については、認定を受けている事業者になるので、概ね発電事業者の方になるかと思う。

【委員】

その点については、協定締結の際に特に言及していなくても法律上やらなくてはならないという認識で間違いはないか。

【事務局】

基本的にはその通り。

【議長】

問題は、きちんとやるかどうか。産廃の事例では、問題が起きたら会社自体投げ捨てて逃げる。法律上やらないといけないということはわかりきっている。協定で約束すればやらないといけないことは間違いないが、会社自体が逃げてしまえばということが実際に起きたケース。その担保がいるということで、保険に入るなど努力されている。

【事務局】

補足ですが、再エネ特措法では、第三者機関に売電収入から天引きされる形で積み立てられる仕組みとなっている。

【議長】

そのあたりを含めての積極的な情報提供や意見交換を市の方にはお願いしたい。

よろしいですか。かなり大変でしょうが、しっかり頑張ってください。
それでは、「その他」について何かございますか。

【事務局】

それでは、「その他」の案件として、2件ご報告させていただきます。

まず1点目は、「筑穂元吉における野見山産業株式会社による土砂埋立て事業」についてです。前回審議会では、搬入中止命令以降、土砂の搬入は行っておらず、搬出を進めている状況であり、県とともに定期的な現地確認を実施したうえで、指導を継続していく旨を説明させていただきました。

その後の進捗ですが、福岡県としては、搬出を最優先として指導しており、搬出については一定程度進んでいる状況です。

また、前回の審議会で、隣接する場所で行われている都市計画の開発行為に関する内容もお伝えしておりましたが、こちらにつきましても土砂が高く積まれている状況でございましたので、野見山産業の事業とは別事業ではございますが、周辺の方々が災害などを懸念されていることから、盛土高などについてご配慮いただくよう、関係機関を通じてお願いしているところでございます。

排水の関係につきましては、現在、事業地の上部天場のうち、嘉穂区から浦田区側にかけて土提をつき、オンサイトのように、雨水を天場に貯留することで法面への雨水流下量を調整する形となっております。最終的に、天場に貯留した雨水は事業地西側（都市計画側）及び北側（日鉄太陽光側）へ接続する計画となっております。

以上が現時点での進捗状況となっておりますが、最終的な防災対策工事は完了していませんので、今後も引き続き県とともに現地確認を実施し、事業者に対して速やかに事業を完了させるよう指導を続けてまいりたいと考えております。

2点目は、桂川町での産業廃棄物焼却施設建設についてご報告いたします。

前回の審議会において、令和6年12月まで事業者が環境調査を実施する旨をご説明しておりましたが、今年に入り、その後の進捗状況について、定期的に福岡県に確認しておりますが、今のところ、事業者から環境調査報告書の提出などはあっていないということでございます。

本件につきましては、引き続き、福岡県に対し進捗状況などを確認し、動きなどがございましたら、本審議会にもご報告等いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【議長】

ありがとうございます。環境影響調査報告書が出ていないということは事業は進捗していないということか。

【事務局】

今の所、報告書が出ていないので、動きが全くない状況。

【議長】

いずれにしろ、報告書の提出が大前提。これが出なければ話にならない。何かご質問なり、ご意見ございますか。

【委員】

報告が何もないということは、今、工事等は一切始まっていないということか。

【事務局】

始まっていない。我々も定期的に現地確認を行っているが、全く進捗がない状況。

【議長】

もし何等かの着手行為があれば、厳重抗議になる。
ありがとうございます。他に何かございますか。

	【委員】 なし。 【議長】 以上で本日の議題は全て終了しました。慎重審議頂きありがとうございました。 それでは、事務局へお返しします。 【事務局】 ～閉会の挨拶～
会 議 資 料	・【資料 1】 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例について
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 1 人)
そ の 他	

資料1

飯塚市太陽光発電設備の適正な 設置に関する条例について

- ・【資料1-1】太陽光条例の経過について
- ・【資料1-2】太陽光条例
- ・【資料1-3】太陽光条例施行規則
- ・【資料1-4】自然環境保全条例規則 改正概要
※太陽光条例の施行に伴うもの。

『飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例』の経過について

開催日	主な内容	主な審査事項等
R6.4.11 対策審議会	条例骨子（案）の提示	・「太陽光発電事業」云々ではなく、「開発行為」が問題 ・禁止区域、抑制区域を設けること ・協定締結を「義務付け」としたこと
R6.4.23 市議会委員会	条例骨子（案）の提示	①禁止区域等の見直しについて（住宅地が隣接する山林） ②協定締結における他自治体の状況について
R6.7.26 対策審議会	条例（案）の提示	・禁止区域、抑制区域の見直し結果 （盛土規制法：宅造規制区域の追加 等） ・他自治体の協定締結の状況報告
R6.7.30 市議会委員会	条例（案）提示	①第2条「近接した時期」の解釈について ②届出時における、「市議会への事前承諾」について ③廃棄費用における市長への報告について
R6.10.30 対策審議会	条例（案）見直し分の提示 ・廃棄費用の毎年度報告の義務付け	・保全条例にもある「誓約書」について
R6.11.8 市議会委員会	条例（案）見直し分の提示 ・廃棄費用の毎年度報告の義務付け	①事業計画段階での、市議会からの問題提起について
R7.1.27 市議会委員会	前回審査事項①の回答 ・閲覧期間での事業計画書閲覧、説明会への出席	<u>3月議会で、条例を上程することを報告</u>
R7.3.10開催の所管委員会で条例案可決 ➡ R7.3.19開催の市議会本会議で条例案可決		

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年3月25日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第16号

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。)をいう。
- (2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、太陽光発電事業の用に供する土地の区域(以下「事業区域」という。)の面積が1,000平方メートル(当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。)以上のものをいう。

ア 太陽光発電設備の設置(森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。)を行う事業

イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業

ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業

(3) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(4) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会(事業区域に隣接する自治会を含む。)の区域に居住する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の発生防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。

3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第6条 市長は、災害の発生防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定するものとする。

2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りではない。

3 第1項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された砂防指定地

(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定により指定された保安林

(6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域(ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第3条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。)

(抑制区域)

第7条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を、抑制区域として指定するものとする。

2 市長は、事業者に対し、抑制区域を事業区域に含めないよう求めることができる。

3 第1項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (3) 福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第4条第1項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第37条第1項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (4) 飯塚市文化財保護条例(平成18年飯塚市条例第112号)第4条第1項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第32条第1項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(事前協議)

第8条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとする日の30日前までに、事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する60日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更等の届出)

第10条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公告及び閲覧)

第11条 市長は、前2条の規定に基づく届出があったときは、規則で定めるところにより、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとする。

(説明会の開催)

第12条 事業者は、第9条又は第10条の届出を行った日から起算して45日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催

しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。
- 3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。
- 4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。
- 5 市長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。
- 6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(太陽光発電設備設置の完了の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了した後は、第4条第3項に規定する費用の確保の状況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

第15条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。
- 3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第1項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。
- 4 事業者は、第1項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速や

かにその旨を市長に報告しなければならない。

(地位承継の届出)

第16条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。

(報告及び立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告又は資料の提出を求め、若しくは職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第9条、第10条、第13条、第16条及び第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

(2) 第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 第18条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき

(4) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

(国又は県への報告)

第21条 市長は、前条第2項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。

(審議会への意見聴取)

第22条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)第6条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続を行っている場合、又は施行の日から起算して90日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しない。

(飯塚市自然環境保全条例の一部改正)

3 飯塚市自然環境保全条例(平成18年飯塚市条例第239号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和 年飯塚市条例第 号)の規定に基づく届出が必要な事業

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

令和7年4月25日

飯塚市長 武井政一

飯塚市規則第27号

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例(令和7年飯塚市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第8条第1項の規定による協議は、太陽光発電事業計画事前協議書により行うものとする。

(事業計画の届出)

第4条 条例第9条の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書により行うものとする。

(事業計画の変更等の届出)

第5条 条例第10条の規定による届出は、太陽光発電事業計画変更・中止届出書により行うものとする。

(公告及び周知)

第6条 条例第11条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 届出年月日
- (2) 事業者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 事業区域の所在地
- (4) 事業区域の面積
- (5) 届出の閲覧場所
- (6) 届出の閲覧期間

2 条例第11条の規定による周知は、前項の規定によるもののほか、市のホームページ等への掲載により行うものとする。

- 3 届出の閲覧場所は、市民環境部環境整備課及び事業区域に該当する支所の市民窓口課とする。

(説明会の開催)

第7条 条例第12条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第10条の規定により事業者名の変更を行った場合
- (2) 条例第10条の規定により事業者の住所の変更を行った場合
- (3) 条例第10条の規定により着手予定日を当該着手予定日より後の日にする変更を行った場合
- (4) 条例第10条の規定により完了予定日の変更を行った場合
- (5) 条例第12条第1項の規定に基づく説明会を開催した上で参加者の十分な理解が得られるよう努め、又は、開催に向けて周辺関係者との調整に努めたにもかかわらず、周辺関係者が正当な理由なく説明会を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 当該太陽光発電事業が、周辺関係者の生活環境に影響を及ぼすおそれがないと市長が認めた場合

- 2 条例第12条第6項の規定による報告は、説明会報告書により行うものとする。

(説明会の開催における留意事項)

第8条 事業者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第4条の2の3第2項第7号ニに基づく説明会を実施する際に、条例第12条第1項に規定する説明会を実施したものとする取扱いを受けようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

(太陽光発電設備設置の完了の届出)

第9条 条例第13条の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了届出書により行うものとする。

(太陽光発電設備の解体及び撤去に要する費用の確保の状況)

第10条 条例第14条第2項の規定による報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 前項の報告は、解体及び撤去費用状況報告書によるものとし、毎年6月30日までに行わなければならない。

(協定の締結)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 周辺関係者が、事業者からの協定締結の求めを正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

2 条例第15条第4項の規定による報告は、協定書の写しの提出によって代えるものとする。

(協定の締結に係る調整)

第12条 市長は、条例第15条第1項の協定の締結に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、調整を行うことができる。

(1) 双方又は一方から調整の申出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めたとき。

(地位承継の届出)

第13条 条例第16条の規定による届出は、事業承継届出書により行うものとする。

(廃止の届出)

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届出書により行うものとする。

(立入調査員証)

第15条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証とする。

(意見を述べる機会の付与)

第16条 市長は、条例第20条第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項に規定する意見を述べる機会の付与の手続については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)第3章第3節の例による。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

飯塚市自然環境保全条例施行規則 改正概要

【第 4 条】

改正前	(届出を要しない事業) 第 4 条 条例第 7 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。
改正後	(届出を要しない事業) 第 4 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。
解説	・太陽光条例の附則にて、自然環境保全条例第 7 条を下記のとおり改正している。これに伴い、自然環境保全条例施行規則中に記載している号数を変更するもの。 【条例】 (届出) 第 7 条 計画面積が 1,000 平方メートル以上の事業を行おうとする者は、当該事業を開始する前に、事業計画を市長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる事業についてはこの限りでない。 (1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)に基づく申請が必要な事業 (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく申請が必要な事業 (3) <u>前 2 号</u>に掲げるもののほか、規則で定める事業 ↓ (3) <u>飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和 7 年飯塚市条例第 16 号）の規定に基づく届出が必要な事業（新規追加）</u> (4) <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、規則で定める事業

【第 16 条】

改正前	規定なし
改正後	<u>(意見を述べる機会の付与)</u> <u>第 16 条 市長は、条例第 18 条の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されることとなる者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。</u> <u>2 前項に規定する意見を述べる機会の付与の手続については、飯塚市行政手続条例（平成 18 年飯塚市条例第 12 号）第 3 章第 3 節の例による。</u>
解説	・太陽光条例施行規則にて、「公表」を行う際の意見聴取について規定していることから、同条例との整合性を図るためにも、同様の規定を設けるもの。

【第 17 条】

改正前	(届出を要しない事業) <u>第 16 条</u> <u>条例第 6 条</u> の飯塚市自然環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)は、法律、環境等の分野で学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。
改正後	<u>第 17 条</u> <u>条例第 6 条第 1 項</u> に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)は、法律、環境等の分野で学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。
解説	・ 第 16 条（意見を述べる機会の付与）の追加に伴い、条数を変更するもの。 ・ その他の条文の記載に合わせ、「～○項に規定する」と変更するもの。

【第 18～24 条】

改正前	<u>第 17 条～第 23 条</u> ※条文省略
改正後	<u>第 18 条～第 24 条</u> ※条文省略
解説	・ 第 16 条（意見を述べる機会の付与）の追加に伴い、条数を変更するも